

魚津市告示第46号

行政機構の改革に伴う関係告示の整備に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

魚津市長 村椿 晃

行政機構の改革に伴う関係告示の整備に関する要綱  
(魚津市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱の一部改正)

第1条 魚津市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱(平成3年魚津市告示第42号)の一部を次のように改正する。

(魚津市環境保全対策委員会設置要綱の一部改正)

第2条 魚津市環境保全対策委員会設置要綱(平成16年魚津市告示第9号)  
の一部を次のように改正する。

(うおづまちづくりふれあい講座実施要綱の一部改正)

第3条 うおづまちづくりふれあい講座実施要綱(平成18年魚津市告示第19号)の一部を次のように改正する。

（寄附受理に関する事務取扱要領の一部改正）

第4条 寄附受理に関する事務取扱要領（平成19年魚津市告示第28号）の一部を次のように改正する。

(魚津市公共交通活性化会議設置要綱の一部改正)

第5条 魚津市公共交通活性化会議設置要綱(平成20年魚津市告示第26号)  
の一部を次のように改正する。

(魚津市広報モニター設置要綱の一部改正)

第6条 魚津市広報モニター設置要綱(平成22年魚津市告示第11号)の一部を次のように改正する。

（魚津市水循環遺産登録実施要綱の一部改正）

第7条 魚津市水循環遺産登録実施要綱（平成23年魚津市告示第93号）の一部を次のように改正する。

(うおづ生物多様性保全推進協議会設置要綱の一部改正)

第8条 うおづ生物多様性保全推進協議会設置要綱(平成27年魚津市告示第4号)の一部を次のように改正する。

(魚津市総合教育会議設置要綱の一部改正)

第9条 魚津市環境保全対策委員会設置要綱(平成16年魚津市告示第9号)  
の一部を次のように改正する。

（魚津市糖尿病重症化予防対策検討会設置要綱の一部改正）

第10条 魚津市糖尿病重症化予防対策検討会設置要綱（平成27年魚津市告示第109号）の一部を次のように改正する。

(魚津市人口対策推進本部設置要綱の一部改正)

第11条 魚津市人口対策推進本部設置要綱(平成28年魚津市告示第17号)の一部を次のように改正する。

(魚津市環境市民会議設置要綱の一部改正)

第12条 魚津市環境市民会議設置要綱（平成28年魚津市告示第106号）の一部を次のように改正する。

(魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり協議会設置要綱の一部改正)

第13条 魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり協議会設置要綱（平成29年魚津市告示第92号）の一部を次のように改正する。

（魚津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針の一部改正）

第14条 魚津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針（平成29年魚津市告示第107号）の一部を次のように改正する。

(魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第15条 魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会設置要綱（令和2年魚津市告示第39号）の一部を次のように改正する。

(魚津市男女共同参画庁内推進会議設置要綱の一部改正)

第16条 魚津市男女共同参画庁内推進会議設置要綱(令和2年魚津市告示第60号)の一部を次のように改正する。

(DX推進室設置要綱の一部改正)

第17条 DX推進室設置要綱(令和3年魚津市告示第162号)の一部を次のように改正する。

(魚津駅・電鉄魚津駅周辺まちづくり協議会設置要綱の一部改正)

第18条 魚津駅・電鉄魚津駅周辺まちづくり協議会設置要綱(令和3年魚津市告示第173号)の一部を次のように改正する。

（魚津市市民自治推進会議設置要綱の一部改正）

第19条 魚津市市民自治推進会議設置要綱（令和6年魚津市告示第83号）の一部を次のように改正する。

(魚津市犯罪被害者等支援庁内連絡会議設置要綱の一部改正)

第20条 魚津市犯罪被害者等支援庁内連絡会議設置要綱(令和6年魚津市告示第122号)の一部を次のように改正する。

（魚津市立地適正化計画改定検討委員会設置要綱の一部改正）

第21条 魚津市立地適正化計画改定検討委員会設置要綱（令和7年魚津市告示第185号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条—第12条（略） 様式第1号（第5条関係） 【別記1】 様式第2号（第6条関係） 【別記2】 様式第3号（第6条関係） 【別記3】 様式第4号—様式第8号（略）	第1条—第12条（略） 様式第1号（第5条関係） 【別記1】 様式第2号（第6条関係） 【別記2】 様式第3号（第6条関係） 【別記3】 様式第4号—様式第8号（略）

【別記 1】

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

魚津市長 宛

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (電話 \_\_\_\_\_)

魚津市水洗便所等改造資金融資あっせん申込書

水洗便所等の改造に伴う資金の融資あっせんを受けたいので、次のとおり申し込みます。

施工場所	魚津市		
着手予定	年	月	日
完了予定	年	月	日
概算工事費	円		
融資希望額	円		
指定工事店	所在地		
	店名		
金融機関確認欄			

改造資金の融資 取扱金融機関	魚津市内の北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、にいかわ信用金庫、富山県信用組合、北陸労働金庫、魚津市農業協同組合又は東日本信用漁業協同組合連合会の各店舗
-------------------	---

\* 申込者は、所要の事項を記入のうえ、事前に希望金融機関の確認を受けてから、排水設備新設計画確認申請書と一緒にこの申込書を魚津市上下水道課へ提出してください。

\* この申込書に、納税証明書を添付してください。

【別記 1】

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

魚津市長 あて

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (電話 \_\_\_\_\_)

魚津市水洗便所等改造資金融資あっせん申込書

水洗便所等の改造に伴う資金の融資あっせんを受けたいので、次のとおり申し込みます。

施工場所	魚津市		
着手予定	年	月	日
完了予定	年	月	日
概算工事費	円		
融資希望額	円		
指定工事店	所在地		
	店名		
金融機関確認欄			

改造資金の融資 取扱金融機関	魚津市内の北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、にいかわ信用金庫、富山県信用組合、北陸労働金庫、魚津市農業協同組合又は東日本信用漁業協同組合連合会の各店舗
-------------------	---

- \* 申込者は、所要の事項を記入のうえ、事前に希望金融機関の確認をうけてから、排水設備新設計画確認申請書と一緒にこの申込書を魚津市上下水道局上下水道課へ提出してください。
- \* この申込書に、納税証明書を添付してください。

【別記 2】

改正後

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

魚津市長

魚津市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった水洗便所等改造資金融資あっせんについて、次のとおり決定したので通知します。

施工場所	
着手予定	
完了予定	
融資あっせん額	円
融資の条件等	

金融機関から改造資金の融資を受けた方は、市の利子補給が受けられます。該当の方は「水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書」を魚津市上下水道課へ提出してください。

【別記 2】

改正前

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

魚津市長

魚津市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった水洗便所等改造資金融資あっせんについて、次のとおり決定したので通知します。

施工場所	
着手予定	
完了予定	
融資あっせん額	円
融資の条件等	

金融機関から改造資金の融資を受けた方は、市の利子補給が受けられます。該当の方は「水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書」を魚津市上下水道局上下水道課へ提出してください。

【別記3】

改正後

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

魚津市長

魚津市水洗便所等改造資金融資あっせん変更決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった水洗便所等改造資金融資あっせんについて、次のとおり変更決定したので通知します。

施工場所	
着手予定	
完了予定	
融資あっせん額	円
融資の条件等	
変更理由	

金融機関から改造資金の融資を受けた方は、市の利子補給が受けられます。該当の方は「水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書」を魚津市上下水道課へ提出してください。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

魚津市長

## 魚津市水洗便所等改造資金融資あっせん変更決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった水洗便所等改造資金融資あっせんについて、次のとおり変更決定したので通知します。

施工場所	
着手予定	
完了予定	
融資あっせん額	円
融資の条件等	
変更理由	

金融機関から改造資金の融資を受けた方は、市の利子補給が受けられます。該当の方は「水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書」を魚津市上下水道局上下水道課へ提出してください。

改正後	改正前
第1条－第5条（略） （庶務） 第6条 委員会の庶務は、民生部 <u>市民環境課</u> において処理する。 第7条（略）	第1条－第5条（略） （庶務） 第6条 委員会の庶務は、民生部 <u>生活環境課</u> において処理する。 第7条（略）

改正後	改正前
<p>第1条－第11条 (略) (報告書)</p> <p>第12条 講座終了後、職員を派遣した担当課は、うおづまちづくりふれあい講座実施報告書(様式第3号)を作成し、<u>市民自治推進課</u>に提出するものとする。</p> <p>(事務分担)</p> <p>第13条 講座に関する総括は<u>市民自治推進課</u>が行い、申請の受付、職員派遣等に係る事務は担当課が行う。</p> <p>様式第1号－様式第3号 (略)</p>	<p>第1条－第11条 (略) (報告書)</p> <p>第12条 講座終了後、職員を派遣した担当課は、うおづまちづくりふれあい講座実施報告書(様式第3号)を作成し、<u>地域協働課</u>に提出するものとする。</p> <p>(事務分担)</p> <p>第13条 講座に関する総括は<u>地域協働課</u>が行い、申請の受付、職員派遣等に係る事務は担当課が行う。</p> <p>様式第1号－様式第3号 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 寄附の受理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 寄附の受理決裁</p> <p>寄附金品を受理したときは、寄附されるものが現金（有価証券を含む。以下同じ。）にあつては、歳入調定決議書（<u>会計規則第5条</u>の規定によるもの）により、物品にあつては、寄附（贈与）物品受入伺（<u>物品管理規則第6条</u>の規定によるもの）により、当該申込書を添付して寄附受理の決裁を受けるものとする。</p> <p>3 歳入調定（受入）の通知</p> <p>前項の規定により寄附受理の決裁を受けた場合は、直ちに寄附されるものが現金にあつては、歳入調定通知書（<u>会計規則第5条</u>の規定によるもの）により、物品にあつては、寄附（贈与）物品受入通知書（<u>物品管理規則第6条</u>の規定によるもの）と備品管理カードにより会計管理者に通知するものとする。</p> <p>4 寄附金品の受領</p> <p>前2項の規定により寄附金品を受領したときは、寄附金品受領書（様式第2号）を寄附申込者に交付するものとする。この場合において、寄附されるものが現金にあつては、<u>会計規則第21条</u>の規定による手続を経て領収し、領収証書を交付するものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 表彰等の措置</p> <p>1 感謝状及び記念品の贈呈</p> <p>10万円以上の寄附者に対しては、寄附金品の受領後速やかに主務課で感</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 寄附の受理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 寄附の受理決裁</p> <p>寄附金品を受理したときは、寄附されるものが現金（有価証券を含む。以下同じ。）にあつては、歳入調定決議書（<u>財務規則第27条</u>の規定によるもの）により、物品にあつては、寄附（贈与）物品受入伺（<u>財務規則第186条</u>の規定によるもの）により、当該申込書を添付して寄附受理の決裁を受けるものとする。</p> <p>3 歳入調定（受入）の通知</p> <p>前項の規定により寄附受理の決裁を受けた場合は、直ちに寄附されるものが現金にあつては、歳入調定通知書（<u>財務規則第27条</u>の規定によるもの）により、物品にあつては、寄附（贈与）物品受入通知書（<u>財務規則第186条</u>の規定によるもの）と備品管理カードにより会計管理者に通知するものとする。</p> <p>4 寄附金品の受領</p> <p>前2項の規定により寄附金品を受領したときは、寄附金品受領書（様式第2号）を寄附申込者に交付するものとする。この場合において、寄附されるものが現金にあつては、<u>財務規則第34条</u>の規定による手続を経て領収し、領収証書を交付するものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 表彰等の措置</p> <p>1 感謝状及び記念品の贈呈</p> <p>10万円以上の寄附者に対しては、寄附金品の受領後速やかに主務課で感</p>

改正後	改正前
<p>謝状の案文を起案し、<u>企画広報室長</u>の回議を経た後決裁を受けて感謝状を贈呈するものとする。また、100万円以上の寄附者に対しては、記念品を贈呈するものとする。ただし、次項に規定する紺綬褒章の具申を希望する寄附者に対しては、記念品を贈呈しないものとする。</p> <p>2 紺綬褒章の具申 紺綬褒章の授与の対象と認められる寄附者については、<u>企画広報室</u>を通じて市長に具申するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市広報への登載 寄附金品は、市広報に登載するものとし、主務課長は寄附金額（品名数量）、寄附目的、寄附者名等を<u>企画広報室</u>に通知しなければならない。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土地及び建物の寄附受理に関しては、<u>公有財産管理規則</u>に定めるところによるものとし、第4の規定は、この場合に準用するものとする。</p> <p>様式第1号－様式第3号 (略)</p>	<p>謝状の案文を起案し、<u>企画部企画政策課長</u>の回議を経た後決裁を受けて感謝状を贈呈するものとする。また、100万円以上の寄附者に対しては、記念品を贈呈するものとする。ただし、次項に規定する紺綬褒章の具申を希望する寄附者に対しては、記念品を贈呈しないものとする。</p> <p>2 紺綬褒章の具申 紺綬褒章の授与の対象と認められる寄附者については、<u>企画部企画政策課</u>を通じて市長に具申するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市広報への登載 寄附金品は、市広報に登載するものとし、主務課長は寄附金額（品名数量）、寄附目的、寄附者名等を<u>企画部企画政策課</u>に通知しなければならない。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土地及び建物の寄附受理に関しては、<u>財務規則</u>に定めるところによるものとし、第4の規定は、この場合に準用するものとする。</p> <p>様式第1号－様式第3号 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第1条－第3条 (略) (交通会議の運営)</p> <p>第4条 (略) 2－7 (略)</p> <p>8 交通会議の事務局は、<u>建設部</u>都市計画課に置く。</p> <p>第5条－第8条 (略)</p>	<p>第1条－第3条 (略) (交通会議の運営)</p> <p>第4条 (略) 2－7 (略)</p> <p>8 交通会議の事務局は、<u>産業建設部</u>都市計画課に置く。</p> <p>第5条－第8条 (略)</p>

改正後	改正前
第1条－第5条（略） （庶務） 第6条 モニターの庶務は、 <u>企画広報室</u> において処理する。 第7条（略）	第1条－第5条（略） （庶務） 第6条 モニターの庶務は、 <u>企画部情報広報課</u> において処理する。 第7条（略）

改正後	改正前
第1条－第9条（略） （事務局） 第10条 この要綱に関する事務を行うための事務局は、 <u>市民環境課</u> に置く。 2 （略）	第1条－第9条（略） （事務局） 第10条 この要綱に関する事務を行うための事務局は、 <u>企画政策課</u> に置く。 2 （略）

改正後	改正前
<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、民生部<u>市民環境課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、民生部<u>生活環境課</u>において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>

改正後	改正前
第1条－第4条（略） （事務局） 第5条 会議の事務局は、 <u>企画広報室</u> に置く。 第6条（略）	第1条－第4条（略） （事務局） 第5条 会議の事務局は、 <u>企画政策課</u> に置く。 第6条（略）

改正後	改正前
第1条－第4条（略） （庶務） 第5条 検討会の庶務は、 <u>市民環境課</u> 及び健康センターにおいて行う。	第1条－第4条（略） （庶務） 第5条 検討会の庶務は、 <u>市民課</u> 及び健康センターにおいて行う。

改正後		改正前	
第1条－第6条（略） （庶務） 第7条 推進本部の庶務は、 <u>企画広報室</u> において処理する。 第8条（略） 別表（第3条関係）		第1条－第6条（略） （庶務） 第7条 推進本部の庶務は、 <u>企画政策課</u> において処理する。 第8条（略） 別表（第3条関係）	
本部員	総務部長 民生部長 <u>産業振興部長</u> <u>建設部長</u> 教育委員会事務局長 議会事務局長 会計管理 者 各部等の次長	本部員	<u>企画部長</u> 総務部長 民生部長 <u>産業建設部長</u> 教育委員会事務局長 議会事務局長 会計管理 者 各部等の次長

改正後	改正前
第1条－第8条（略） （庶務） 第9条 市民会議の庶務は、民生部市民環境課において処理する。	第1条－第8条（略） （庶務） 第9条 協議会の庶務は、民生部生活環境課において処理する。

改正後	改正前
<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>建設部</u>都市計画課において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>産業建設部</u>都市計画課において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>

改正後	改正前
1 - 2 (略) 3 問合せ先 (略) 総務課デジタル化推進係 (略)	1 - 2 (略) 3 問合せ先 (略) 情報広報課情報政策係 (略)

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育委員会事務局長、財政課長、社会福祉課長及び監査委員事務局長をもって充てる。</p> <p>第4条－第6条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育委員会事務局長、<u>上下水道局次長</u>、財政課長、社会福祉課長及び監査委員事務局長をもって充てる。</p> <p>第4条－第6条 (略)</p>

改正後	改正前																			
<p>第1条—第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 座長は、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副座長は、<u>市民自治推進課長</u>をもって充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 推進会議に関する庶務は、総務部<u>市民自治推進課</u>において処理する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p>	<p>第1条—第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 座長は、<u>女性活躍社会推進室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副座長は、<u>女性活躍社会推進室長代理</u>をもって充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 推進会議に関する庶務は、総務部<u>地域協働課</u>において処理する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務課長</td></tr> <tr><td>教育総務課長</td></tr> <tr><td><u>市民環境課長</u></td></tr> <tr><td>社会福祉課長</td></tr> <tr><td>こども課長</td></tr> <tr><td>健康センター所長</td></tr> <tr><td>商工観光課長</td></tr> <tr><td>農林水産課長</td></tr> </tbody> </table>	魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿	総務課長	教育総務課長	<u>市民環境課長</u>	社会福祉課長	こども課長	健康センター所長	商工観光課長	農林水産課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務課長</td></tr> <tr><td>教育総務課長</td></tr> <tr><td><u>市民課長</u></td></tr> <tr><td>社会福祉課長</td></tr> <tr><td>こども課長</td></tr> <tr><td>健康センター所長</td></tr> <tr><td>商工観光課長</td></tr> <tr><td>農林水産課長</td></tr> <tr><td><u>生活環境課長</u></td></tr> </tbody> </table>	魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿	総務課長	教育総務課長	<u>市民課長</u>	社会福祉課長	こども課長	健康センター所長	商工観光課長	農林水産課長	<u>生活環境課長</u>
魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿																				
総務課長																				
教育総務課長																				
<u>市民環境課長</u>																				
社会福祉課長																				
こども課長																				
健康センター所長																				
商工観光課長																				
農林水産課長																				
魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿																				
総務課長																				
教育総務課長																				
<u>市民課長</u>																				
社会福祉課長																				
こども課長																				
健康センター所長																				
商工観光課長																				
農林水産課長																				
<u>生活環境課長</u>																				

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (設置)</p> <p>第2条 <u>魚津市DX推進本部設置規程(令和8年魚津市訓令第1号)第6条に規定する事務を行うため、総務部にDX推進室(以下「推進室」という。)を設置する。</u> (分掌事務)</p> <p>第3条 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) - (3) (略) (4) <u>前3号掲げるもののほか、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に関すること。</u></p> <p>第4条-第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (設置)</p> <p>第2条 <u>行政サービスのデジタル化の推進に関する取り組みを強化するため、企画部にDX推進室(以下「推進室」という。)を設置する。</u> (分掌事務)</p> <p>第3条 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) - (3) (略) (4) <u>その他のDX推進について必要な事項に関すること。</u></p> <p>第4条-第7条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>建設部</u>都市計画課において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>産業建設部</u>都市計画課において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第1条—第8条 (略) (検討部会の組織)</p> <p>第9条 検討部会は、<u>部会長及び検討委員</u>をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する次項の職員がその職務を代理する。</u></p> <p>4 検討部会の検討委員は、各部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、各次長、<u>企画広報室長</u>、総務課長、社会福祉課長及び都市計画課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>第10条 (略) (庶務)</p> <p>第11条 推進会議及び検討部会の庶務は、総務部<u>市民自治推進課</u>において処理する。</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第1条—第8条 (略) (検討部会の組織)</p> <p>第9条 検討部会は、<u>部会長、副部会長</u>及び検討委員をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>副部会長は、企画部長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>4 検討部会の検討委員は、各部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、各次長、<u>企画政策課長、情報広報課長</u>、総務課長、<u>財政課長</u>、社会福祉課長、<u>生活環境課長、商工観光課長</u>及び都市計画課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>第10条 (略) (庶務)</p> <p>第11条 推進会議及び検討部会の庶務は、総務部<u>地域協働課</u>において処理する。</p> <p>第12条 (略)</p>

改正後	改正前																		
<p>第1条－第3条（略） （組織）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 会長は、<u>総務部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3－5（略）</p> <p>第5条・第6条（略） （庶務）</p> <p>第7条 連絡会議の庶務は、<u>総務部防災安全課</u>において処理する。</p> <p>第8条（略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="141 651 703 1016"> <tr><td><u>総務部防災安全課長</u></td></tr> <tr><td>総務部財政課長</td></tr> <tr><td><u>民生部市民環境課長</u></td></tr> <tr><td>民生部社会福祉課長</td></tr> <tr><td>民生部こども課長</td></tr> <tr><td>民生部健康センター所長</td></tr> <tr><td><u>産業振興部商工観光課長</u></td></tr> <tr><td>建設部都市計画課長</td></tr> <tr><td>教育委員会教育総務課長</td></tr> </table>	<u>総務部防災安全課長</u>	総務部財政課長	<u>民生部市民環境課長</u>	民生部社会福祉課長	民生部こども課長	民生部健康センター所長	<u>産業振興部商工観光課長</u>	建設部都市計画課長	教育委員会教育総務課長	<p>第1条－第3条（略） （組織）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 会長は、<u>民生部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3－5（略）</p> <p>第5条・第6条（略） （庶務）</p> <p>第7条 連絡会議の庶務は、<u>民生部市民課</u>において処理する。</p> <p>第8条（略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1151 651 1713 1016"> <tr><td>総務部財政課長</td></tr> <tr><td><u>民生部市民課長</u></td></tr> <tr><td>民生部社会福祉課長</td></tr> <tr><td>民生部こども課長</td></tr> <tr><td><u>民生部生活環境課長</u></td></tr> <tr><td>民生部健康センター所長</td></tr> <tr><td><u>産業建設部商工観光課長</u></td></tr> <tr><td><u>産業建設部都市計画課長</u></td></tr> <tr><td>教育委員会教育総務課長</td></tr> </table>	総務部財政課長	<u>民生部市民課長</u>	民生部社会福祉課長	民生部こども課長	<u>民生部生活環境課長</u>	民生部健康センター所長	<u>産業建設部商工観光課長</u>	<u>産業建設部都市計画課長</u>	教育委員会教育総務課長
<u>総務部防災安全課長</u>																			
総務部財政課長																			
<u>民生部市民環境課長</u>																			
民生部社会福祉課長																			
民生部こども課長																			
民生部健康センター所長																			
<u>産業振興部商工観光課長</u>																			
建設部都市計画課長																			
教育委員会教育総務課長																			
総務部財政課長																			
<u>民生部市民課長</u>																			
民生部社会福祉課長																			
民生部こども課長																			
<u>民生部生活環境課長</u>																			
民生部健康センター所長																			
<u>産業建設部商工観光課長</u>																			
<u>産業建設部都市計画課長</u>																			
教育委員会教育総務課長																			

改正後		改正前	
<p>第1条・第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副座長は、<u>建設部長</u>をもって充て、座長を補佐する。この場合において、座長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 (略) (会議)</p> <p>第4条 検討委員会の会議は、座長が招集する。ただし、第一回の会議の招集については、魚津市<u>建設部</u>都市計画課が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条 (略) (事務局)</p> <p>第6条 事務局は、魚津市<u>建設部</u>都市計画課に置く。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p>		<p>第1条・第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副座長は、<u>産業建設部長</u>をもって充て、座長を補佐する。この場合において、座長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 (略) (会議)</p> <p>第4条 検討委員会の会議は、座長が招集する。ただし、第一回の会議の招集については、魚津市<u>産業建設部</u>都市計画課が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条 (略) (事務局)</p> <p>第6条 事務局は、魚津市<u>産業建設部</u>都市計画課に置く。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p>	
委員	<p>副市長、<u>企画広報室長</u>、総務部長、民生部長、<u>産業振興部長</u>、<u>建設部長</u>、教育委員会事務局長、<u>市民自治推進課長</u>、総務課長、<u>防災安全課</u>、財政課長、社会福祉課長、こども課長、商工観光課長、農林水産課長、建設課長、都市計画課長、<u>上下水道課長</u>、教育総務課長、生涯学習・スポーツ課長</p>	委員	<p>副市長、<u>企画部長</u>、総務部長、民生部長、<u>産業建設部長</u>、教育委員会事務局長、<u>上下水道局次長</u>、<u>企画政策課長</u>、<u>地域協働課長</u>、総務課長、財政課長、社会福祉課長、こども課長、<u>生活環境課長</u>、商工観光課長、農林水産課長、建設課長、都市計画課長、教育総務課長、生涯学習・スポーツ課長</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。